

# 用語の説明

## 1 収支項目

家計の収支は消費構造の分析に有用なように、収入については収入源別に、支出については用途別に区分されている。この区分を収支項目といい、その分類方法は「収支項目分類の説明」(p.128)を参照のこと。

ここでは主な収支項目について説明する。

- (1) 実収入……一般にいわれる税込み収入である。  
実収入以外の収入……いわば「見せかけの収入」であり、現金が手元に入るが、一方で資産の減少、負債の増加を伴うものである。  
繰入金……前月から持ち越した世帯の手持ち現金である。  
収入総額……「実収入」のほかに、「実収入以外の収入」、前月からの「繰入金」を含み、「支出総額」と一致している。
- (2) 実支出……「消費支出」と「非消費支出」を合計した支出である。  
消費支出……いわゆる生活費のことであり、日常生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。  
非消費支出……原則として税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出である。  
実支出以外の支出……いわば「見せかけの支出」であり、預貯金、投資、財産購入、借金返済など、手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加あるいは負債の減少を伴うものである。  
繰越金……月末における世帯の手持ち現金残高である。  
支出総額……「実支出」、「実支出以外の支出」、翌月への「繰越金」から成り、「収入総額」と一致している。
- (3) 可処分所得……「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。これにより購買力の強さを測ることができる。  
黒字……「実収入」と「実支出」との差であり、マイナスの場合は赤字ということになる。これは「可処分所得」から「消費支出」を差し引いた額とも同じである。  
貯蓄純増……「預貯金」と「保険掛金」の合計から「預貯金引出」と「保険取金」の合計を差し引いたものである。  
金融資産純増……「貯蓄純増」に「有価証券購入」と「有価証券売却」との差を加えたものである。

## 2 各種比率

エンゲル係数……消費支出に占める食料費の割合であり、生活水準の高低を表す一つの指標となる。  
黒字率……可処分所得に対する黒字の割合である。  
平均貯蓄率……可処分所得に対する貯蓄純増の割合である。  
金融資産純増率……可処分所得に対する金融資産純増の割合である。  
平均消費性向……可処分所得に対する消費支出の割合である。

## 3 現金収支と現物収支

収支は現金収支と現物収支に分けられる。家計調査では、このうち現金収支を主体としている。現物収支は、現金収支と分けて大きな分類のみ別掲している。

## 4 用途分類と品目分類

支出の中の「消費支出」は「用途分類」と「品目分類」の二通りの方法によって分類されている。

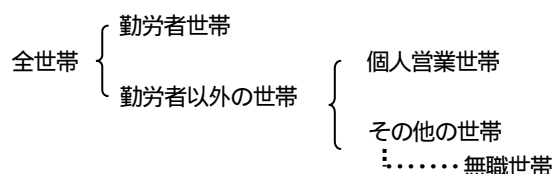
「用途分類」とは、世帯で購入した商品とその世帯で使うか、それとも他の世帯に贈るかという使用目的によって分類する方法であり、他の世帯に贈ったものについては品目にかかわらず「その他の消費支出」の中の際費に一括したものである。これに対し、「品目分類」とは、この用途にかかわらず、同じ商品は同じ項目に分類する方法である。この報告書では、例えば、単身世帯の第1～第6表は「用途分類」、第7表は「品目分類」による結果である。

## 5 世帯

### (1) 世帯

世帯とは、同居及び家計を共にしている人の集まりをいい、家計調査では学生の単身世帯を除く一般世帯を対象としている。

単身の調査では1人で1戸を構えている人、間借りして1人で暮らしている人、あるいは寮・寄宿舎、下宿屋などに住んでいる世帯のうち、学生を除く世帯を対象としている。これらの世帯を職業により次のように区分している。



「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は「勤労者以外の世帯」とする。

「勤労者以外の世帯」とは、勤労者世帯以外のすべての世帯をいう。「個人営業世帯」には商人、職人、個人経営者の世帯が分類され、「その他の世帯」には法人経営者、自由業者、無職などの世帯が分類される。

なお 勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)の収入は、年間収入しか調査されていないので、「全世帯」、「勤労者以外の世帯」あるいは「個人営業世帯」については、支出及び年間収入の結果数字しか得られない。

## (2) 世帯の属性分類

世帯の分類に用いている「職業」は、就業状態によるものである。

## 6 集計世帯数

集計世帯数とは、実際に集計に用いた世帯数のことをいう。

## 7 世帯数分布(抽出率調整)

調査世帯の抽出率は全国一律でないため、集計に当たってこの抽出率の違いを無視すると、抽出率の低い地域の実情が過小評価されることとなる。そこで、各地域ごとに抽出率の逆数に比例した調整係数と、労働力調査の結果を用いた比推定比(「11 比推定」参照)を集計世帯に乗じて得た世帯数を1万分比で表章したものである。

## 8 年間収入階級と五分位、十分位階級

「年間収入」は過去1年間の現金収入であるため、各年間収入階級の現金実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。

「五分位階級」とは、すべての世帯を毎月の実収入(現金収入)などの収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で5等分して五つのグループを作った場合の各グループのことで、収入の低い方から第1、第2、第3、第4、第5五分位階級という。それぞれの階級について収入と支出をまとめたものが「五分位階級別」の結果であり、所得階層別に家計収支をみたり、所得の格差の動きをみたりする際に有用である。

また、「十分位階級」は、上記と同じ要領で10等分した場合の十のグループのことである。

## 9 住居の所有関係

住居は、その所有関係から次のように区分している。

「持家」とは、居住している世帯がその住宅を所有している場合をいう。未登記又は分譲住宅などで分割払いの未払分があっても、居住していればこれに含める。

「民営借家」とは、居住している世帯がその住宅を借りている場合で、次の「公営借家」、「給与住宅」に該当しないものをいう。

「公営借家」とは、都道府県営、市町村営のほか、都市再生機構、住宅供給公社などの公的機関が市民を対象に経営する賃貸住宅に居住している場合をいう。

「給与住宅」とは、勤め先の会社、官公庁、団体などがその職員家族を居住させるために所有管理又は借り上げている住宅に居住している場合をいう。なお、玄関、台所、便所の専用、共用の別は問わない。

なお、「世帯票」の調査事項のうち「民営の賃貸住宅(設備共用)」及び「借間」の世帯は表章せず、総数に含めている。

## 10 実質増減率の算出方法

消費支出の各項目ごとの対前年(同期・月)実質増減率は、次式により求めている。

$$\text{実質増減率} = \left( \frac{100 + \text{名目増減率}}{100 + \text{各項目に対応する消費者物価の変化率}} - 1 \right) \times 100$$

なお、実収入、可処分所得及び消費支出は、消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合指数の変化率を用いている。

## 11 比推定

単身世帯の調査では、調査世帯数が毎月745世帯と少なく、抽出率の逆数に乗じたのみの推定では、十分な結果精度を得ることができない。そこで、結果精度の向上を図るため、結果の推定に当たって比推定を採用している。すなわち、調整係数を用いて地域間の補正を行った後、調査世帯の属性分布の偏りを、労働力調査の結果に基づく地域(6区分)、男女、年齢階級(3区分)別単身世帯数をベンチマークとする比推定を行い、結果を推計している。